

# 工事特記仕様書

1. この仕様書は当該工事にのみ適用し、定めのない事項については三重県公共工事共通仕様書(以下「公共共仕」という。)及び三重県建設工事執行規則によらなければならない。

## 2. 設計図書の照査

2-1 請負者は、契約後すみやかに本市が交付した工事図書の照査を行い、その結果を監督員に報告すること。

## 3. 施工計画書

3-1 請負者は、「公共共仕」によるほか、下記の事項に留意して計画をたてること。

- (1) 施工方法の決定にあたっては、工事の安全かつ円滑な施工の確保と公害防止に留意する。
- (2) 施工計画を定めるにあたっては、施工現場の地質状況及び現場の施工環境に留意すること。
- (3) 施工計画書は契約後14日以内に監督員に提出しなければならない

3-2 段階確認、材料確認等の計画をたて明記すること。

3-3 請負者は、監督員に提出した施工計画書に従って工事を施工すること。

3-4 施工計画の内容について監督員が「再検討」を指示した場合は、その内容について再度検討のうえすみやかに再提出すること。

3-5 施工計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。

## 4. 工程表

4-1 施工計画書に従い工程表を提出すること。なお、工程表はネットワークかバーチャートとする。

## 5. 推進工(削除)

## 6. 開削工

- 6-1 開削工については、作業の安全性および効率的な施工を確保し、原則として仮舗装をおこない夜間開放を行うこと。
- 6-2 埋戻土及び砂基礎については、「公共共仕」の4-3-3盛土工に基づき転圧を充分に行ない、復旧部分の陥没等が生じないように施工を行うこと。
- 6-3 土留工の施工については、『建設工事公衆災害防止対策要綱』に基づき、施工を行うこと。
- 6-4 全面舗装部分については、管布設後速やかに舗装を行うこと。
- 6-5 舗装復旧部分の区画線について、舗装復旧後速やかに復旧すること。
- 6-6 **削 除**
- 6-7 マンホール間の距離が 50m を超える箇所については、管内のカメラ調査を完成報告書提出前に行うこと。
- 6-8 管内のカメラ調査を行なう場合は、調査報告書の提出及び電子媒体にて調査映像を1部提出すること。

## 7. 排水処理

7-1 工事に伴い発生する排水については、公共用水域等の水質汚濁を防止し周囲の環境に配慮するため、関連法規を遵守し、適切な対策を請負者の責任において講じなければならない。

## 8. 現場管理一般

### 8-1 保安

- (1) 必要に応じ適当なフェンス、門扉等を設け、関係者以外の者が容易に立入りできない措置を講ずるものとする。
- (2) 工事施工中の現場管理、安全管理については、本特記仕様書各条項に定めるものを除き、あえて監督員の指示承諾を求めるまでもなく、請負者にて自発的な措置を図り、責任をもって事故を未然に防ぐこと。
- (3) 特に、関係車輛の交通安全対策については、遺漏のないよう執り図ること。
- (4) 掘削等により工事施工箇所(影響部分・全面舗装を含む)の復旧部分について、1日の作業前および作業後に陥没・沈下および亀裂等の損傷の点検を行い、もし損傷が確認された場合は速やかに補修を行うこと。

### 8-2 広報等

- (1) 工事を円滑、効率的に実施するため、請負者は工事着工前は勿論のこと工事中においても、必要に応じて工事内容等を地元住民および通行者に周知せしめるとともに、協力を得るための必要な対策を講じること。
- (2) 工事箇所の周辺住民に対しては、特に親切を旨として十分協調し、信頼関係を保ちながら工事を進めること。

### 8-3 職員の駐在

- (1) 請負者は、工事施工中の作業時間外といえども、非常時の連絡処理ならびに工事現場の警戒取り締まりを行うこと。
- (2) 異常気象時は、災害防止のため、休日といえども必要に応じ労務者を常駐させなければならない。

## 9. 損害補償

9-1 民有地等を使用する場合の土地借り上げ補償などは、全て請負者の負担と責任において行うものとする。

9-2 請負者は、工事の影響により損害が発生すると考えられる周辺物件、井戸等については、請負者で事前に調査を行うこと。

9-3 請負者は、工事完了後周辺物件、井戸等に損害が発生していないか、確認を行うこと。

9-4 事前家屋調査については三重県業務委託共通仕様書の工損調査共通仕様書に基づき実施すること。

## 10. 瑕疵担保

10-1 掘削等により工事施工箇所(影響部分・全面舗装を含む)の復旧部分が陥没、沈下および亀裂等の損傷が生じた場合には、速やかに補修を行うこと。

## 11. 竣工時の提出書類

11-1 請負者は、工事完了後速やかに「公共共仕」に規定する書類の他、監督員が必要と指示する書類を提出すること。

11-2 公共マス設置台帳を指定の用紙により作成、**また、公共マス設置後の写真(近景・遠景)を添付**し提出すること。

11-3 基準点より、マンホールの座標データを提出すること。

11-4 再生材を使用した材料は、伝票のコピーを提出すること。

11-5 完成図を提出すること。

## 12. 検査

12-1 請負者は、現場の基準点を明確にし、検査に必要な器具、機械を準備すること。

12-2 請負者は、検査を迅速に行えるよう人員を配置し、手際よく行動すること。

### 13. その他

- 13-1 他工事との調整は監督員及び関係施行者と協議のうえ、工程調整を行うこと。
- 13-2 工事施工に先立ち、道路占用許可申請書、道路交通障害報告書、道路使用申請書等を速やかに監督員又は、関係機関へ提出すること。
- 13-3 必要に応じて、当工区の工事説明用回覧板を作成すること。
- 13-4 請負者の責任により生じた数量、工事費の増加に伴う設計変更は認めない。
- 13-5 1日の作業時間が午後5時を越えると予想される場合は、午後4時までに監督員及び亀山警察にその旨を連絡すること。また、1日の作業が終了次第、監督員に作業終了確認の連絡をすること。
- 13-6 公共ます設置申請書を回収し、申請者に位置確認を行うこと。
- 13-7 公共ます設置チェックリストに記入すること。
- 13-8 竣工時に公共ます設置申請書及び公共ます設置チェックリスト並びに排水設備台帳一覧表を作成し提出を行うこと。
- 13-9 供用開始前に施工した部分の下水道管等の点検の指示があった場合は、速やかに点検を行い報告すること。
- 13-10 公共土木工事などの請負作業を実施するにあたっては、環境に配慮すること。
- 13-11 バックホウ・振動ローラ等の建設機械等については、低騒音型・排出ガス対策型のものを使用すること。
- 13-12 環境汚染につながる緊急事態がおこった場合に対応できる体制及び資材を整えておくこと。

- 13-13 提出書類については、可能な限り両面コピーで提出すること。
- 13-14 工事写真については基本的に電子納品とする。ただし、電子納品が困難な場合は、監督員と協議し承諾を得ること。
- 13-15 毎月末の履行状況を所定の様式に基づき作成し、毎月25日までに監督員に提出しなければならない。
- 13-16 マンホール蓋デザインは、関第一から第五処理分区については「まち並／アスレ」、その他処理分区については「亀山城とハナシヨウブ」を使用すること。
- 13-17 公共ます蓋デザインは、市章入りとする。
- 13-18 石綿管処理が必要となった場合、石綿障害予防規則及び廃棄物処理法等の関係法令に基づき行うこと。
- 13-19 農地を一時的に作業ヤード、現場事務所、資材置場、又は仮駐車場として利用する場合は、農地の一時転用など適切な対応を行うこと。
- 13-20 局地的な大雨に対する下水道工事における安全対策について、情報収集、作業中止基準、対応方法等を施工計画書に記載すること。
- 13-21 境界確定されている箇所については、座標管理をし、境界鋸等を復元すること。また、道路改良等の計画がなされている場合は、その座標も管理し、ピンの復元をすること。
- 13-22 As,Co 塊、土砂等の処理に伴う運搬業務について、下請を行う場合、部分下請通知書に記載すること。